

## 選管－1

許認可等の内容	議会の解散の請求代表者証明書の交付		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 100 条		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
議会の解散の請求代表者証明書の交付は、次の具体的な事項等を判断して行う。			
1 請求の趣旨が法第 76 条に基づく議会の解散請求であること。			
2 法第 79 条に規定する請求の制限期間に違反しないこと。(議会の解散の請求は、その議会の一般選挙のあった日から 1 年間及び解散の投票のあった日から 1 年間は、これをすることができない。)			
3 法第 85 条第 1 項で準用する公職選挙法第 88 条並びに第 89 条第 1 項本文及び同項ただし書(同項第 2 号に関する部分に限る。)の規定により議会の解散請求者となることができない者でないこと。			
4 選挙人名簿に登録された者で次に掲げる者でないこと。			
(1) 公職選挙法第 27 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者			
(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消された者			
(3) 市の選挙管理委員会の委員又は職員である者			
5 請求書は、法施行規則に定める様式に基づき作成されていること。			

## 選管－2

許認可等の内容	議会解散の請求における施設の使用に要する費用の承認		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 107 条第 3 項		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
法施行令第 107 条第 1 項各号の使用に要する費用の額の承認は、当該施設の管理者が正規に定めた使用料であれば承認する。			

### 選管－3

許認可等の内容	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 110 条		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付は、次の具体的な事項等を判断して行う。			
1 請求の趣旨が法第 80 条に基づく議会の議員の解職請求であること。			
2 法第 84 条に規定する請求の制限期間に違反しないこと。(議会の議員の解職の請求は、その就職の日から 1 年間及び解職の投票の日から 1 年間は、これをすることができない。)			
3 法第 85 条第 1 項で準用する公職選挙法第 88 条並びに第 89 条第 1 項本文及び同項ただし書(同項第 2 号に関する部分に限る。)の規定により議会の議員の解職請求代表者となることができない者でないこと。			
4 選挙人名簿に登録された者で次に掲げる者でないこと。			
(1) 公職選挙法第 27 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の記載がされている者			
(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消された者			
(3) 市の選挙管理委員会の委員又は職員である者			
5 請求書は、法施行規則に定める様式に基づき作成されていること。			

### 選管－4

許認可等の内容	議員の解職請求における施設の使用に要する費用の承認		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 113 条		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
法施行令第 113 条において準用する第 107 条第 1 項各号の使用に要する費用の額の承認は、当該施設の管理者が正規に定めた使用料であれば承認する。			

## 選管－5

許認可等の内容	長の解職の請求代表者証明書の交付		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 116 条		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
長の解職の請求代表者証明書の交付は、次の具体的な事項等を判断して行う。			
1 請求の趣旨が法第 81 条に基づく長の解職請求であること。			
2 法第 84 条に規定する請求の制限期間に違反しないこと。(長の解職の請求は、その就職の日から 1 年間及び解職の投票の日から 1 年間は、これをすることができない)。			
3 法第 85 条第 1 項で準用する公職選挙法第 88 条並びに第 89 条第 1 項本文及び同項ただし書(同項第 2 号に関する部分に限る。)の規定により長の解職請求代表者となることができない者でないこと。			
4 選挙人名簿に登録された者で次に掲げる者でないこと。			
(1) 公職選挙法第 27 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者			
(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消された者			
(3) 市の選挙管理委員会の委員又は職員である者			
5 請求書は、法施行規則に定める様式に基づき作成されていること。			

## 選管－6

許認可等の内容	長の解職請求における施設の使用に要する費用の承認		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第 116 条の 2		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審査基準</b>			
法施行令第 116 条の 2 において準用する第 107 条第 1 項各号の使用に要する費用の額の承認は、当該施設の管理者が正規に定めた使用料であれば承認する。			

## 選管－7

許認可等の内容	同時投票における施設の使用に要する費用の承認		
根拠法令及び条項	地方自治法施行令第120条		
担当課	選挙管理委員会事務局	処分権者	選挙管理委員会
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 法施行令第107条第1項各号の使用に要する費用の額の承認は、当該施設の管理者が正規に定めた使用料であれば承認する。			